平成31年3月芸西村農業委員会総会議事禄

平成 31 年 3 月 29 日(金曜日)午後 1 時 30 分~

1. 日 時

第2

第3

会議書記の指名

議案第7号 その他

2.	場	所	村	民会館 2	階研	修室 1				
3.	出席委	員	13名							
]	1番	吉永	義量	2番	貞廣	誠也	3番	石崎	久雄
	4	4番	川田	忠宏	4番	関川	裕二	6番	岡村	俊彰
					8番	高松	敏子			
	10)番	松本	博典						
	13	3番	岡村	博				15番	西笛	勤
	16	3番	池田	佳代	17番	吉永	まりう	子 18番	山﨑	一義
4.	欠席委	溳	5名							
5.	事 務	局								
		事務	系局長	岡村	下 昭					
		書記	1	大西	i 章夫					
6.	議	案								
第	5 1	議事	环 録署名	委員の指	名					

議案第1号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による

議案第2号 農地法第3条第1項の規定による許可申請

議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請

議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請

議案第5号 あっせん申し出について

議案第6号 農用地区域変更協議内容一覧表

農用地利用集積計画の決定について(受付番号17~23)

1件

1 件

2件 2件

28件

(開会時刻午後1時30分)

議長 ただいまから3月定例会を開催します。本日の出席委員は13名であります。 欠席者は5名です。出席委員13名であり、芸西村農業員会総会会議規則第6 条の規定により総会の成立要件を満たしております。

本日の議事禄署名人を指名させていただきます。本日の議事録署名人は川田忠宏委員と関川裕二委員にお願いします。

議 長 議案第1号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による 農用地利用集積計画の決定について(受付番号17~23)議題とします。 この件について事務局より説明を求めます。

事務局 第1号議案 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利 用集積計画の決定について説明いたします。今月は7件の利用権設定の案件 が出ています。

受付番号17番ですが、大字馬ノ上字王子芝895番地で地目は田、面積は $1,808 \,\mathrm{m}^2$ です。譲渡人は \bigcirc ○さん、譲受人は \bigcirc ○さんです。期間は $1,808 \,\mathrm{m}^2$ です。譲渡人は \bigcirc 0さんです。期間は $1,808 \,\mathrm{m}^2$ です。作付けは稲です。賃借料は $1\,\mathrm{D}$ 当り1俵です。場所については別紙図面0のとおりです。

受付番号 1 8番ですが、大字馬ノ上字北久保 1418 番地 1 で地目は田、面積は 330 ㎡ です。譲渡人は \bigcirc ○さん、譲受人は \bigcirc ○さんです。期間は H31 年 4 月 1 日から H34 年 3 月 31 日までの 3 年です。作付けは野菜です。賃借料は 1 俵です。場所については別紙図面2のとおりです。

受付番号19番ですが、大字馬ノ上字北久保1427番地1で地目は田、面積は559㎡です。譲渡人は \bigcirc ○さん、譲受人は \bigcirc ○さんです。期間はH31年4月1日からH34年3月31日までの3年です。作付けは野菜です。賃借料は1反当り1俵です。場所については別紙図面③のとおりです。

受付番号 2 0番ですが、大字馬ノ上字北久保 1419 番地で地目は田、面積は23 ㎡、1420 番地で地目は田、面積は476 ㎡ です。譲渡人は○○さん、譲受人は○○さんです。期間はH31年4月1日からH34年3月31日までの3年です。作付けは野菜です。賃借料は1反当り1俵です。場所については別紙図面④のとおりです。

受付番号 2 1番ですが、大字和食字東入野 甲 3007 番地で地目は田、面積は 2,004 ㎡ です。譲渡人は \bigcirc ○さん、譲受人は \bigcirc ○さんです。期間は H31 年 3 月 1 日から H41 年 2 月 28 日までの 10 年です。作付けは野菜です。賃借料は 1 反当 9 6 俵です。場所については別紙図面5 のとおりです。

受付番号 2 2番ですが、大字馬ノ上字神ノ前 152 番地 1 で地目は田、面積は 787 ㎡、字東地 5082 番地で地目は田、面積は 818 ㎡ です。譲渡人は〇〇さん、譲受人は〇〇さんです。期間は、字神ノ前 152 番地 1 が H31 年 1 月 1日から H40 年 12 月 31 日までの 10 年で作付けはナス、賃借料は 1 反当り 6 俵、字東地 5082 番地が H31 年 1 月 1日から H35 年 12 月 31 日までの 5 年で作付けは米、賃借料は 1 反当り 1 俵です。場所については別紙図面⑥のとおりです。

受付番号 2 3番ですが、大字和食字古城前西ノ平 甲 5837 番地で地目は田、面積は 2,374 ㎡ です。譲渡人は \bigcirc ○さん、譲受人は \bigcirc ○さんです。期間は H31 年 3 月 16 日から H31 年 3 月 15 日までの 1 年です。作付けは野菜です。賃借料は 1 反当 9 1 俵です。場所については別紙図面⑦のとおりです。

説明しました7件につきまして、経営農地の効率的利用、農作業常時従事など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上です。

議長 事務局の説明が終わりました。ただいまの件につきまして質問・意見のある方はお願いします。

(質問なし)

議長 それではお謀りします。申し出のあった利用権設定7件について、いずれ も適正である旨村長へ答申してよろしいでしょうか。

(全員賛成)

- 議 長 いずれも適正である旨村長へ答申することにします。
- 議 長 続きまして第 2 号議案 農地法第3条の規定による許可申請について議題 とします。この件について事務局より説明を求めます。
- 事務局 第2号議案 農地法第3条の規程による許可申請について説明いたします。 受付番号13 土地の所在は大字和食字國門 甲1421番地1、地目は田で、転 用面積は439 ㎡、譲渡人は○○さん、譲受人は○○さんです。申請地は別紙 のとおりです。

昨日に会長、西笛勤委員、貞廣誠也委員、事務局にて現地確認を行いました。 受付番号13は贈与による所有権移転です。 議 長 事務局の説明が終わりました。ただいまの件につきまして質問、意見等は ないでしょうか。

(質問なし)

議 長 それではお謀りします。第2号議案 農地法第3条第1項の規定による許可申請について許可することに異議はないでしょうか。

(全員賛成)

- 議 長 それでは第2号議案 農地法第3条第1項の規定による許可申請について は許可いたします。
- 議長 続きまして第3号議案 農地法第4条第1項の規程による許可申請につい て議題とします。この件について事務局より説明を求めます。
- 事務局 第3号議案 農地法第4条の規程による許可申請について説明いたします。 受付番号1 土地の所在は和食字原田乙 352番1、地目は田で転用面積は 1,022㎡、乙 356番1、地目は田で転用面積は793㎡です。申請人は○○さんです。申請地は別紙のとおりです。昨日に会長、松本博典委員、松本勇委員、事務局にて現地確認を行いました。 受付番号1は太陽光発電への転用です。
- 議長 事務局の説明が終わりました。質問、意見等はないでしょうか。

(全員賛成)

- 議 長 それでは、第2号議案 農地法第4条第1項の規程による許可申請については、許可いたします。
- 議長 続きまして第 4 号議案 農地法第5条の規定による許可申請について議題 とします。この件について事務局より説明を求めます。
- 事務局 第4号議案 農地法第5条の規程による許可申請について説明いたします。 受付番号12 土地の所在は大字和食字西北芝 甲 5338 番、地目は台帳 田 現況 畑で、転用面積は2,453 ㎡、甲 5339 番、地目は台帳 田、現況 畑で、

転用面積は300 m²です。譲渡人は○○さん、譲受人は○○です。転用目的は、 公営住宅を建設するとのことです。

昨日に会長、松本博典委員、高松敏子委員、事務局にて現地確認を行いました。

受付番号13 土地の所在は大字和食字笠松 甲 4198 番 1、地目は田で、転用面積は 287 ㎡、甲 4199 番 6、地目は田で、転用面積は 57 ㎡です。譲渡人は〇〇さん、譲受人は〇〇さんです。転用目的は、住宅を建設するとのことです。

昨日に会長、山﨑一義委員、事務局にて現地確認を行いました。

議 長 事務局の説明が終わりました。ただいまの件につきまして質問、意見等は ないでしょうか。

(質問なし)

議 長 それではお謀りします。第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請 について許可することに異議はないでしょうか。

(全員賛成)

- 議 長 それでは第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請については許可 いたします。
- 議長 続きまして第5号議案 あっせん申し出について議題とします。この件に ついて事務局より説明を求めます。
- 事務局 第5号議案 あっせん申し出について説明します。

受付番号 7 2月 26 日に地権者 \bigcirc ○ さんより、大字馬ノ上字山野 1838 番地 2、地目 台帳 畑、現況 田、面積 1,014 ㎡、1843 番地 1、地目 台帳 畑、現況 田、面積 1,382 ㎡、1808 番地 1、地目 台帳 畑、現況 田、面積 196 ㎡、1810 番地 1、地目 台帳 畑、現況 田、面積 331 ㎡、字金ノ性 1799 番地、地目 台帳 畑、現況 田、面積 439 ㎡、1800 番地 1、地目 台帳 畑、現況 田、面積 642 ㎡の土地を貸したいと申し出がありました。貸したい理由としては、管理が大変になってきたためとのことです。単価については相場でお願いしたいとのことです。

受付番号8 3月18日に地権者 〇〇さんより、大字西分字大久保甲5569番地、地目 田、面積685㎡の土地を貸したいと申し出がありました。貸したい

理由としては、管理が大変になってきたためとのことです。単価については 無償でも構わないとのことです。

この2件の農地のあっせんをお願いします。

議長 事務局の説明が終わりました。第5号議案について皆さんの意見を求めます。 まず、受付番号8の隣で耕作しているのは誰かわかりますか。

岡村委員 受付番号8の事案については、現在、隣の田で○○が米を作っています。

議長とりあえず、現在隣で耕作している方にお願いしてみてください。 それでは受付番号8については、岡村博委員と岡村俊彰委員にお願いします。

川田委員 受付番号 7 の事案の上で○○が米を作っていると思うので頼んでみてはど うか。

議長わかりました。

それでは受付番号 7 については、川田委員と吉永まり子委員と私も一緒に頼 みに行くようにします。

議長 続きまして第6号議案 芸西村農業振興地域整備計画の変更について議題 とします。この件について事務局より説明を求めます。

事務局 第6号議案 芸西村農業振興地域整備計画の変更について説明いたします。整理番号4 除外申請地の所在は大字和食字西北芝 甲 5341 番、地目は台帳田、現況 畑で転用面積は 747 ㎡、譲渡人は○○さん、譲受人は○○です。除外目的は宅地造成とのことです。農地区分は、芸西村役場から概ね 500m以内であることから第2種農地と判断します。昨日に会長、松本博典委員、高松敏子委員、事務局にて現地確認を行いました。

整理番号 5 除外申請地の所在は大字和食字西北芝甲 5340番、地目は台帳 田、現況 畑で転用面積は 1,726 ㎡です。譲渡人は○○さん、譲受人は○○です。除外目的は宅地造成とのことです。農地区分は、芸西村役場から概ね 500m以内であることから第 2 種農地と判断します。昨日に会長、松本博典委員、高松敏子委員、事務局にて現地確認を行いました。

整理番号6 除外申請地の所在は大字馬ノ上字王子芝 891 番 1、地目は畑で 転用面積は 343 ㎡です。譲渡人は〇〇さん、譲受人は〇〇さんです。除外目 的は宅地を建設とのことです。農地区分は、第1種農地と判断します。昨日 に会長、松本博典委員、吉永まり子委員、事務局にて現地確認を行いました。整理番号7 除外申請地の所在は大字和食字山ノ神ノ丸 乙 118番、地目は田で転用面積は 426 ㎡です。譲渡人は〇〇さん、譲受人は〇〇 さんです。除外目的は太陽光発電を建設とのことです。農地区分は、第2種農地と判断します。昨日に会長、松本博典委員、高松勇委員、事務局にて現地確認を行いました。

整理番号8は、第1種農地と判断された為、申請を取下げてもらうように伝えます。

整理番号 9 除外申請地の所在は大字馬ノ上字西松谷 1782 番、地目は田で転用面積は 378 ㎡です。譲渡人は〇〇 さん、譲受人は〇〇 さんです。除外目的は太陽光発電を建設とのことです。農地区分は、第2種農地と判断します。昨日に会長、松本博典委員、吉永まり子委員、事務局にて現地確認を行いました。

整理番号10は、第1種農地と判断された為、申請を取下げてもらうように 伝えます。

整理番号11 除外申請地の所在は大字馬ノ上字笠松 1759番1、地目は田で転用面積は 898 ㎡です。譲渡人は〇〇 さん、譲受人は〇〇 さんです。除外目的は太陽光発電を建設とのことです。農地区分は、第2種農地と判断します。昨日に会長、松本博典委員、吉永まり子委員、事務局にて現地確認を行いました。

整理番号12 除外申請地の所在は大字馬ノ上字清水谷1749番1、地目は田で転用面積は1,105 ㎡です。譲渡人は〇〇 さん、譲受人は〇〇 さんです。除外目的は太陽光発電を建設とのことです。農地区分は、第2種農地と判断します。昨日に会長、松本博典委員、吉永まり子委員、事務局にて現地確認を行いました。

整理番号13 除外申請地の所在は大字馬ノ上字西松谷西ノ平 1773番1、地目は田で転用面積は 683 ㎡、1773番2、地目は田で転用面積は 715 ㎡です。 譲渡人は〇〇 さん、譲受人は〇〇 さんです。除外目的は太陽光発電を建設とのことです。農地区分は、第2種農地と判断します。昨日に会長、松本博典委員、吉永まり子委員、事務局にて現地確認を行いました。

整理番号14 除外申請地の所在は大字馬ノ上字松原 1673番1、地目は畑で 転用面積は631 ㎡、1674番、地目は畑で転用面積は689㎡です。譲渡人は○ ○ さん、譲受人は○○ さんです。除外目的は太陽光発電を建設とのことで す。農地区分は、第2種農地と判断します。昨日に会長、松本博典委員、吉 永まり子委員、事務局にて現地確認を行いました。

整理番号15 除外申請地の所在は大字和食字西廣見 乙61番、地目は田で転用面積は1,266㎡、乙63番、地目は田で転用面積は991㎡です。譲渡人は〇〇さん、譲受人は〇〇さんです。除外目的は太陽光発電を建設とのことです。農地区分は、第2種農地と判断します。昨日に会長、松本博典委員、松本勇委員、事務局にて現地確認を行いました。

整理番号16 除外申請地の所在は大字馬ノ上字松谷 1786番1、地目は田で転用面積は1,270㎡です。譲渡人は〇〇 さん、譲受人は〇〇 さんです。除外目的は太陽光発電を建設とのことです。農地区分は、第2種農地と判断します。昨日に会長、松本博典委員、吉永まり子委員、事務局にて現地確認を行いました。

整理番号17 除外申請地の所在は大字馬ノ上字笠松 1756番、地目は田で転用面積は1,181㎡です。譲渡人は〇〇 さん、譲受人は〇〇 さんです。除外目的は太陽光発電を建設とのことです。農地区分は、第2種農地と判断します。昨日に会長、松本博典委員、吉永まり子委員、事務局にて現地確認を行いました。

整理番号18 除外申請地の所在は大字和食字東廣見 乙290番、地目は田で 転用面積は647㎡です。譲渡人は〇〇さん、譲受人は〇〇さんです。除外 目的は太陽光発電を建設とのことです。農地区分は、第2種農地と判断しま す。昨日に会長、松本博典委員、松本勇委員、事務局にて現地確認を行いま した。

整理番号19 除外申請地の所在は大字和食字芭蕉ケ谷 乙169番1、地目は田で転用面積は363㎡、乙170番、地目は田で転用面積は638㎡、乙171番、地目は田で転用面積は257㎡です。譲渡人は〇〇さん、譲受人は〇〇さんです。除外目的は太陽光発電を建設とのことです。農地区分は、第2種農地と判断します。昨日に会長、松本博典委員、松本勇委員、事務局にて現地確認を行いました。

整理番号20 除外申請地の所在は大字馬ノ上字奥芝 417番、地目は田で転用面積は493㎡、420番1、地目は田で転用面積は437㎡、420番3、地目は田で転用面積は437㎡、420番3、地目は田で転用面積は267㎡です。譲渡人は〇〇 さん、譲受人は〇〇 さんです。除外目的は太陽光発電を建設とのことです。農地区分は、第2種農地と判断します。昨日に会長、松本博典委員、吉永まり子委員、事務局にて現地確認を行いました。

整理番号21 除外申請地の所在は大字馬ノ上字西松谷西ノ平1775番、地目は田で転用面積は1,141 ㎡、1776番、地目は田で転用面積は1,329㎡です。 譲渡人は〇〇 さん、譲受人は〇〇 さんです。除外目的は太陽光発電を建設 とのことです。農地区分は、第2種農地と判断します。昨日に会長、松本博 典委員、吉永まり子委員、事務局にて現地確認を行いました。

整理番号22 除外申請地の所在は大字馬ノ上字松原1680番1、地目は畑で転用面積は2,626㎡です。譲渡人は〇〇さん、譲受人は〇〇さんです。除外目的は太陽光発電を建設とのことです。農地区分は、第2種農地と判断します。昨日に会長、松本博典委員、吉永まり子委員、事務局にて現地確認を行いました。

整理番号23 除外申請地の所在は大字馬ノ上字東松谷西ノ平1695番、地目は畑で転用面積は966㎡、1698番1、地目は田で転用面積は484㎡です。譲渡人は〇〇さん、譲受人は〇〇さんです。除外目的は太陽光発電を建設とのことです。農地区分は、第2種農地と判断します。昨日に会長、松本博典委員、吉永まり子委員、事務局にて現地確認を行いました。

整理番号24は、第1種農地と判断された為、申請を取下げてもらうように 伝えます。

整理番号 2 5 除外申請地の所在は大字馬ノ上字笠松 1759 番 2、地目は田で 転用面積は 1,839 ㎡です。譲渡人は〇〇 さん、譲受人は〇〇 さんです。除 外目的は太陽光発電を建設とのことです。農地区分は、第 2 種農地と判断し ます。昨日に会長、松本博典委員、吉永まり子委員、事務局にて現地確認を 行いました。

整理番号 2 6 除外申請地の所在は大字馬ノ上字清水 1946番、地目は田で転用面積は 1,204 ㎡です。譲渡人は〇〇 さん、譲受人は〇〇 さんです。除外目的は太陽光発電を建設とのことです。農地区分は、第 2 種農地と判断します。昨日に会長、松本博典委員、吉永まり子委員、事務局にて現地確認を行いました。

整理番号27 除外申請地の所在は大字馬ノ上字清水谷1753番、地目は田で転用面積は619㎡、1752番1、地目は田で転用面積は782㎡です。譲渡人は〇〇 さん、譲受人は〇〇 さんです。除外目的は太陽光発電を建設とのことです。農地区分は、第2種農地と判断します。昨日に会長、松本博典委員、吉永まり子委員、事務局にて現地確認を行いました。

整理番号28 除外申請地の所在は大字馬ノ上字松ノ平1699番1、地目は田で転用面積は711㎡です。譲渡人は〇〇さん、譲受人は〇〇さんです。除外目的は太陽光発電を建設とのことです。農地区分は、第2種農地と判断します。昨日に会長、松本博典委員、吉永まり子委員、事務局にて現地確認を行いました。

整理番号29 除外申請地の所在は大字和食字山ノ神ノ丸 乙 117 番4、地目

は畑で転用面積は109 ㎡、乙117番º、地目は畑で転用面積は234 ㎡です。譲渡人は○○ さん、譲受人は○○ さんです。除外目的は太陽光発電を建設とのことです。農地区分は、第2種農地と判断します。昨日に会長、松本博典委員、松本勇委員、事務局にて現地確認を行いました。

整理番号30 除外申請地の所在は大字和食字西廣見 乙66番、地目は田で転用面積は971㎡です。譲渡人は○○さん、譲受人は○○さんです。除外目的は太陽光発電を建設とのことです。農地区分は、第2種農地と判断します。昨日に会長、松本博典委員、松本勇委員、事務局にて現地確認を行いました。

整理番号31 除外申請地の所在は大字和食字山ノ神東ノ平 乙102番、地目は田で転用面積は409 ㎡、乙103番、地目は田で転用面積は343㎡、乙106番、地目は田で転用面積は79㎡、乙107番、地目は田で転用面積は753㎡、乙108番、地目は田で転用面積は165㎡です。譲渡人は〇〇さん、譲受人は〇〇さんです。除外目的は太陽光発電を建設とのことです。農地区分は、第2種農地と判断します。昨日に会長、松本博典委員、松本勇委員、事務局にて現地確認を行いました。

- 議長 事務局の説明が終わりました。地区委員の方から、現地調査の結果ならび に補足説明をお願いします。
- 松本委員 受付番号4・5の申請地は、役場から概ね500m以内で第2種農地ということであり、隣の土地も除外し、転用作業を行っているので問題はないと考えます。
- 吉永委員 受付番号6の申請地につきまして第1種農地ということであるが、60m以内に集団性のある住宅がある場合、個人の住宅は可能ということであり問題ないと考えます。
- 松本委員 和食乙地区での太陽光発電予定農地については、県の担当者に確認しても らい第2種農地という事であり問題ないと考えます。
- 吉永委員 馬ノ上地区での太陽光発電予定農地についても県の担当者に確認してもらい第2種農地という事であり問題ないと考えます。
- 議 長 地区委員の発言が終わりました。問題ないということでしたが、質問、意 見等はないでしょうか。

(質問なし)

議 長 それではお謀りします。第 6 号議案 芸西村農業振興地域整備計画の変更 についての 2 5 件について許可することに異議はないでしょうか。

(全員賛成)

- 議長 それでは、第6号議案 芸西村農業振興地域整備計画の変更については2 8件中25件を許可いたします。
- 議長 続きまして第7号議案 その他について 委員、事務局より何かありませんか。なければ、これで3月の定例会を閉会いたします。

(閉会時刻午後2時45分)

議事録署名委員				
	川田	忠宏		
議事録署名委員				
	関川	祐二		